

国の定める制度の詳細について

<利用方法>

	定期利用	柔軟利用
概要	利用する事業所を限定して登録したり、さらに利用する曜日や時間帯を固定したりするなど、特定の事業所を定期的に利用する。	利用する事業所、曜日や時間を固定せずに、定期的ではない柔軟な利用をする。

※事業所ごとに「定期利用のみ」、「柔軟利用のみ」、「両方可能」と利用方法が異なります。

<実施方法>

大きく以下の2つに分かれます。

- ・保育所等の空き定員を活用して受入れを行う「**余裕活用型**」
- ・保育所等とは別に定員を設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う「**一般型**」

	余裕活用型	一般型	
		(在園児合同実施)	(専用室独立実施)
概要	利用児童が定員に達しない場合に <u>定員の範囲内で受入れる方法</u>	保育所等の定員とは別に新たに定員設定を行い、 <u>在園児と合同で実施する方法</u>	保育所等の定員とは別に新たに定員設定を行い、 <u>独立した専用室を設けて実施する方法</u>
受入方法	利用こどもは同年齢の在園児と同じクラスを中心に過ごし、各クラスの保育者によって受入れを行う	利用こどもは同年齢の在園児と同じクラスを中心に過ごし、専任の保育者によって受入れを行う	受入れは専用室で行い、専任の保育者によって受入れを行う。
設備基準	○保育室等の面積（こども1人あたり） 在園児と同様の基準	○保育室等の面積（こども1人あたり） 【0歳児】乳児室：一人あたり1.65㎡以上 【1歳児】ほふく室：一人あたり3.3㎡以上 【2歳児】保育室又は遊戯室：一人あたり1.98㎡以上	
	○調理設備 <u>給食の提供義務はありませんが</u> 、外部搬入・お弁当持参とする場合は、加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えること。		
	○乳幼児用便所 乳幼児の使用が可能な便器及び手洗い場を設けること。		
職員配置基準	各施設における基準を遵守すること	専任の職員を配置した上で、乳幼児の年齢及び人数に応じて必要となる職員数のうち、 <u>1/2 以上保育士</u> とすること。	